

参考 用語集

文中の用語について解説します。

| | | |
|--------|-------------------------------|--|
| あ 行 | オープンスペース | 公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地で、道路などの交通用地を除いたものの総称。 |
| | おくじょうりよくか 屋上緑化 | 建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランドの緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着、自然性の回復などの効果がある。 |
| か 行 | かせんくいき 河川区域 | 洪水など災害の発生を防止するために必要な区域。堤防を含む。 |
| | かんようきのう 涵養機能 | 水資源を土中に蓄える機能。降雨による河川の急激な増量を防ぐ効果などがある。 |
| | きょうどう 協働 | 複数の主体が、目標に向けてともに力を合わせて活動すること。 |
| | こうきょうこうえきしせつ 公共公益施設 | 都市公園や官公庁、学校など、公共の用に供する施設の総称。 |
| さ 行 | しがいかくいき 市街化区域 | 都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域。 |
| | しがいかちょうせいいき 市街化調整区域 | 都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。一定要件以外のものを除き建物の建築や開発整備が原則できないことになっている。 |
| | しせつりよくち 施設緑地 | 主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園などの形態をつくり公開する緑地のことで、都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」「民間施設緑地」に区分される。 |
| | しぜんりん 自然林 | 人が手を加えていない森林。 |
| | しみんだいひょうかいぎ 市民代表会議 | 本計画を策定する主体組織。緑の将来像や緑の保全、創出、活用などについてどうあるべきか意見を出し合い、計画の骨格づくりを行う。 |
| | しゃじりん 社寺林 | 神社・仏閣の境内地を囲むように維持されている樹林。 |
| | しょくいく 食育 | 心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育。 |
| | じんこうりん 人工林 | 種をまいたり、植樹したりして人工的に育成した森林。 |

| | | |
|--------|-------------------------------|--|
| | せいさんりょくちちく 生産緑地地区 | 市街化区域内において、公害・災害の防止や農林業との調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法により指定された農地。 |
| | せいたいけい 生態系 | ある地域に存在する生物と、無機的な環境を総合的に捉えた、生物社会のまとまり。 |
| た 行 | ちいき 地域コミュニティ | 地域住民が生活している場所、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。 |
| | ちいきせいりょくち 地域制緑地 | 法律や条例による土地利用規制などを通じて確保される緑地。 |
| | としけいかくほう 都市計画法 | 都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。 |
| | としけいかく 都市計画マスタープラン | 長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現へ向けての大きな道筋を明らかにする指針。 |
| | としりょくちほう 都市緑地法 | 平成 16 年に都市緑地保全法が改正されたもの。都市において緑地を保全し、緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された。 |
| な 行 | にじりん 二次林 | 山火事や伐採などで、自然のままの森林が破壊されたあとに、生じる森林。 |
| | のうぎょうしんこうちいき 農業振興地域 | 農業を推進することが必要と定められた地域。 |
| | のうようちいき 農用地区域 | 農業振興地域において指定された、重点的に耕作を行っていくべき区域。宅地転用や宅地転用目的の売却を、厳しく禁止している。 |
| は 行 | バリアフリー | 身体機能の障害と社会環境上の制約によって生じる不便な障害がない状態。 |
| | げんしょう ヒートアイランド現象 | 都市域の気温が周辺部より高くなる現象。冷暖房や排気ガスなど人口熱の放出と、気温の上昇を抑える緑地の減少などが主な原因となっている。 |
| | ビオトープ | 生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な空間。 |
| | へきめんりょくか 壁面緑化 | 建築物の壁面を植物で、緑化すること。景観の向上、ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着などの効果がある。 |
| | ほぞんじゅもく 保存樹木 | 条例などに基づき、市町村が保存の必要があると認め指定した樹木。所有者は管理に努めなければならない。 |

| | | |
|--------|----------------------------|--|
| ま 行 | かんきょう みどり環境 | 緑のある環境。公園緑地をはじめ、あらゆる緑を対象とする。 |
| や 行 | やしきりん 屋敷林 | 農家などの屋敷の周りを囲む樹林で防風、防火などの機能のほか、燃料や堆肥の目的として仕立てられたもの。地域独特の風景をつくる。 |
| | ゆうきゆうのうち 遊休農地 | 現在耕作されておらず、今後も耕作する予定がない農地。 |
| | ユニバーサルデザイン | 障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、あらかじめ多くの人利用しやすいような都市や生活環境をデザインすること。 |
| ら 行 | りよくちほぜんちく 緑地保全地区 | 都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れているなど、良好な自然的環境を形成している緑地。 |
| | レクリエーション | 休養や娯楽によって精神的・肉体的に回復すること。そのために 行う休養や娯楽。 |
| わ 行 | ワークショップ | 議論や協議の場を設け、自発的な市民を集めて、意見交換を行い、 政策や計画の案を作成する手法。 |